

令和5年度奄美市プレミアム商品券加盟店取り扱い規約

奄美市プレミアム商品券発行事業実行委員会

(発行の種類)

第1条 令和5年度に発行する奄美市プレミアム商品券の名称は、「くらし応援ほーらしゃ券」とする。

(使用期間)

第2条 商品券を加盟店舗で使用できる期間は、令和5年10月3日(火)から令和6年1月31日(水)までとする。

(換金期限)

第3条 商品券を指定金融機関で換金できる期間は、令和5年10月3日(火)から令和6年2月15日(木)までとする。

2 第1項の期間を過ぎた後は、換金することができない。

(換金の方法)

第4条 使用された商品券については、指定金融機関に共通商品券換金申込書を添えて、直接持ち込むものとする。なお、換金額は、商品券1枚あたり500円とする。また、共通商品券換金申込書には、加盟店舗の負担において印紙を貼付しなければならない。

2 指定金融機関は、奄美大島信用金庫及び奄美信用組合の奄美市内の本支店とする。(※)

3 指定金融機関から加盟店口座振り込みについては、第1項の持ち込んだ日から4営業日以内とする。なお、年末の振り込みについては、各金融機関において定めるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、実行委員会が必要と認めた場合は、実行委員会に直接換金を申し込むことができる。

(※) 奄美大島信用金庫本店・永田橋支店・古田支店・長浜支店・あさひ支店・笠利支店
奄美信用組合本店・小浜支店・永田橋支店・長浜支店・笠利支店